

でじま・くにくさ居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人あと会が開設するでじま・くにくさ居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 でじま・くにくさ居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 広島市南区出島一丁目18番17号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 3名（常勤兼務1名、常勤2名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 MD S－HC方式及び包括的自立支援プログラム方式
及び居宅サービス計画ガイドライン方式及び鎌田式フ
ローチャート方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 相談室
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも1回／月（必要に応じてこれ以外
に訪問することもあり得る。）

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通所の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、別に定める料金表により徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市、坂町、海田町の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族および市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止の措置）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する
- 3 この規程に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人あと会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から一部改正する。

この規程は、平成25年10月1日から一部改正する。

この規程は、平成28年 4月1日から一部改正する。

この規程は、平成28年 5月1日から一部改正する。

この規程は、平成28年 8月1日から一部改正する。

この規程は、平成29年 2月1日から一部改正する。

この規程は、平成30年10月1日から一部改正する。

この規程は、令和 2年 2月1日から一部改正する。

この規程は、令和 2年 4月1日から一部改正する。

この規程は、令和 2年 6月1日から一部改正する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から一部改正する。